

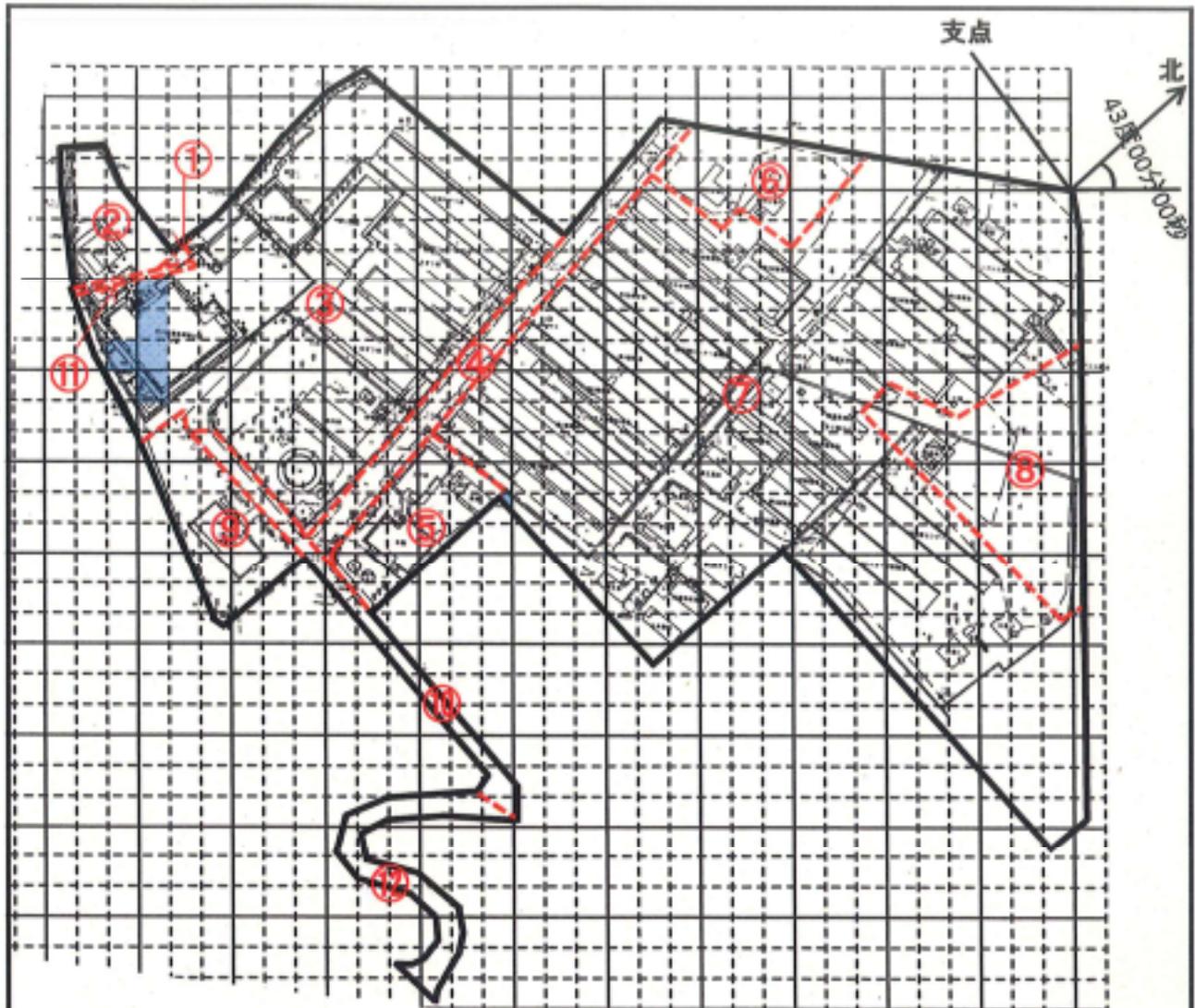
郡山市告示第150号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として、次のとおり指定する。

平成30年5月30日

郡山市長 品川 萬里

- 1 形質変更時要届出区域として指定する区域
郡山市富田町字満水田2番の一部（別図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物



<p>【格子の回転角度(43度00分00秒)】</p> <p>格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右周りに回転させた角度を示す。</p>	<p>【支点】</p> <p>支点は、郡山市富田町字満水田13の最北端とする。</p>
---	---

凡例

- : 30mメッシュ
- (dashed) : 10mメッシュ
- : 敷地境界
- - : 筆境界
- (blue) : 指定に係る土地の場所

【指定に係る土地の面積】
 ③: 郡山市富田町字満水田2

計 500.00㎡
 500.00㎡